

広報 **しな**

平成17年(2005)
6.14
第1556号

毎月1・11・21日発行
☎140-8715
品川区広町2-1-36
代表番号
☎3777-1111
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



がわ

**選挙
特集号**

平成16年度「明るい選挙啓発ポスターコンクール」品川区選挙管理委員会委員長賞 石毛大輔さん(八潮中学校)の作品



投票時間は
午前7時
～午後8時

**東京都議会議員選挙の
投票日です**

7月3日(日)は

東京発未来行
投票用紙は招待きっぷ



品川区で投票できる方

昭和60年7月4日以前に生まれた方で、平成17年3月23日以前に品川区に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上区内に住んでいる方です。
3月24日以後に転入の届け出をした方などは、下表をご覧ください。

■今回の選挙で投票できる方・できない方

			投票できます	
			今の住所の 投票所で	前の住所の 投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方			○	
区内で 転居した方	選挙人名簿に登録がある方	6月13日以前に転居届をした方	○	
		6月14日以後に転居届をした方		○
品川区に 転入した方	3月23日以前に転入届をした方		○	
	3月24日以後に都内の 前住所地からの転入届をし、 前住所地の選挙人名簿に 登録がある方	前住所地を2月24日以前に 転出した方	投票できません	
		前住所地を2月25日～3月2日に 転出した方	△*1*2	
		前住所地を3月3日以後に 転出した方	○*2	
3月24日以後に都外からの転入届をした方		投票できません		
品川区から 転出した (する)方	3月23日以前に都内の新住所地に転入届をした方		○	
	3月24日以後に都内の新住所 地に転入届をし、品川区の 選挙人名簿に登録がある方	品川区を2月24日以前に 転出した方	投票できません	
		品川区を2月25日～3月2日に 転出した方	△*3*4	
		品川区を3月3日以後に 転出した方	○*4	
都外へ転出した方		投票できません*5		
昭和60年7月5日以後に生まれた方			投票できません	

- *1 前住所地で期日前投票ができる場合があります。投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- *2 住所の移転は1回に限ります。投票には、品川区が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)が必要です。
- *3 品川区で期日前投票ができる場合があります。投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。
- *4 住所の移転は1回に限ります。投票には、新住所地の区市町村が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)が必要です。
- *5 品川区の選挙人名簿に登録があり、6月25日以降に都外へ転出する方は、転出する前までは、期日前投票ができます。

投票所入場整理券は封書で郵送

今回の選挙から従来の「はがき」に替え、「封書」で世帯ごとに送付します。封書には、1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。
万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845

期日前投票

選挙人名簿に登録されており、仕事や旅行などのため、投票日に投票所へ行くことができない見込みの方は、期日前投票ができます。

投票の際には、**入場整理券**をお持ちください。

■期日前投票のできる場所・期間・時間

場所	期間	時間
区役所防災センター棟 6階 261会議室	6/25(土)～7/2(土)	午前8時30分～午後8時
地域センター	6/26(日)～7/2(土)	

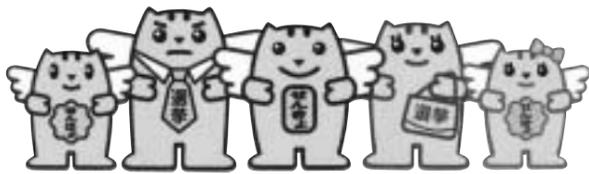
※期間中は、土・日曜日も受け付けます。

※地域センターでは、平日午後5時以降と土・日曜日は通常業務は行いません。

点字投票と代理投票

目や体が不自由なため、自分で字を書くことができない方は、「点字投票」や「代理投票」をすることができます。

「点字投票」の場合には、点字器を用意しています。また「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。



選挙公報

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を発行します。

各家庭には、7月1日(金)ごろまでにお配りします。届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

不在者投票

●指定病院などでする不在者投票

東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院(所)中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームにお問い合わせください。

●区外の滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在する方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ品川区の選挙管理委員会に投票用紙の請求が必要です。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

●郵便などによる不在者投票

表1に該当する方は、自宅などで投票用紙に候補者氏名を自書(必ず本人が記入)し、郵便などで投票できます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

また、表1、表2ともに該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権のある方)1人に代筆させることができます(代理記載制度)。

■郵便などによる不在者投票ができる方(表1)

	障害名など	等級など
身体障害者 手帳を お持ちの方	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者 手帳を お持ちの方	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険 被保険者証を お持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

■代理記載が認められる方(表2)

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

校舎の工事による投票場所の変更など

●台場小学校(第3投票所)

投票場所は、新校舎の玄関を入ってすぐのロビーです(経路は、これまでと同じ「正門」と体育館側の「裏門」からです)。

●伊藤中学校(第20投票所)

投票場所は、仮設校舎多目的室です。これまでの体育館側の出入り口は使用できません。



●第二日野小学校(第9投票所)

投票場所は、仮設校舎です(今年の参議院議員選挙と同じ場所です)。

●第二延山小学校(第28投票所)

経路は「正門」からと立会道路沿いの「出入口」からになります(「幼稚園門」は使用できません。投票場所はこれまでと同じ体育館です)。



選挙の情報を
お知らせします



●品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

「トピックス」のコーナーに「選挙情報」があります。

●品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」

☎3777-7500

内容	コード	案内日
期日前投票	8330	7月2日(土)まで
投票率速報	8440	7月3日(日)から
開票速報	8550	7月3日(日)から

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845

R100 古紙配合率100%
再生紙を使用しています